

|         |   |
|---------|---|
| 申請・届出名称 | (第82号様式) 決算届  |
| 内容      | 医療法人が医療法第52条第1項の規定により、毎会計年度終了後2月以内に作成した事業報告書等を提出するもの  |
| 提出場所    | 久留米市保健所総務医薬課 (久留米商工会館 4階)   |
| 提出時期    | 会計年度終了後3月以内   |
| 手数料     | なし  |
| 添付書類    | <input type="checkbox"/> 1 事業報告書<br><input type="checkbox"/> 2 財産目録<br><input type="checkbox"/> 3 貸借対照表<br><input type="checkbox"/> 4 損益計算書<br><input type="checkbox"/> 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書<br>※該当がない場合は、空欄に「該当なし」と記入すること。<br><input type="checkbox"/> 6 監事の監査報告書<br><input type="checkbox"/> 7 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。<br>医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類<br><input type="checkbox"/> 8 社会医療法人債を発行した医療法人の場合、次の書類を添付すること。<br>(1) 純資産変動計算書<br>(2) キャッシュ・フロー計算書<br>(3) 附属明細表<br>(4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書<br><br><注意事項><br>1 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。<br>2 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項 (組合等登記令 (昭和39年政令第29号) 別表の資産の総額) の変更の登記が必要である。 |
| 備考      |   |